

(債務保証勘定)

注 記 事 項

I. 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職一時金について当期末要支給額を計上しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税込方式によっております。

3. 重要な会計上の見積り

翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

II. 行政コスト計算書

1. 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	14,050,311 円
自己収入等	△ 30,479 円
法人税等及び国庫納付額	△ 10,032 円
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	14,009,800 円

III. 損益計算書

1. 主要な費目の内訳

* 1. 通信・放送事業支援業務費 人件費の内訳

給与	8,250,479 円
共済掛金	1,219,681 円
法定福利費	95,820 円
賞与引当金繰入	756,158 円

* 2. 一般管理費 人件費の内訳

役員報酬	179,589 円
給与	1,840,157 円
共済掛金	292,760 円
法定福利費	21,471 円
賞与引当金繰入	266,224 円
退職給付費用	3,739 円

* 3. その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額

委託料	870,150 円
雑費	105,167 円
消耗品費	53,566 円

IV. キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	2,575,493,589 円
定期預金	0 円
資金期末残高	<u>2,575,493,589 円</u>

V. 金融商品の時価等に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債及び証券取引所に上場されている株式会社が発行する担保付社債又は信頼のある格付機関により最高位若しくはそれに準ずる格付けを付与された社債のみを購入しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

VI. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、国立研究開発法人情報通信研究機構役員退職手当規程及び国立研究開発法人情報通信研究機構パーマナント職員退職手当規程に基づく非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	34,440円
退職給付費用	3,739円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	<u>38,179円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	3,739円
----------------	--------

3. 退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、201円であります。

VII. 不要財産に係る国庫納付等

①	資産種類	現金及び預金	
②	不要財産となった理由	信用基金を用いて行っていた業務の終了のため	
③	国庫納付等の方法	現金納付	
④	国庫納付等の額 納付等年月日	(1)国庫納付額	—
		納付年月日	—
		(2)地方公共団体への払戻額	—
		納付年月日	—
		(3)その他民間等への払戻額	3,233,500,000 円
納付年月日	令和5年5月26日		
⑤	減資産額	3,233,500,000 円	
⑥	備考		

VIII. 重要な債務負担行為

当該事項はありません。

IX. 重要な後発事象

当該事項はありません。

X. その他独立行政法人の情報を適切に開示するために必要な会計情報

当勘定は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和5年法律第87号。以下「改正法」という。）第2条の規定による特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）の廃止に伴い令和6年4月1日に業務が終了しており、令和6年度中に改正法附則第3条第4項の規定により残余財産の額に相当する金額を国庫に納付することで廃止される予定であります。